【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年２月３日
【報告者の名称】	日新製鋼株式会社
【報告者の所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
【電話番号】	03(3216)5511（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部経営企画チームリーダー　　若林　利幸
【縦覧に供する場所】	日新製鋼株式会社 （東京都千代田区丸の内三丁目４番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、新日鐵住金株式会社をいいます。
（注２）　本書中の「当社」とは、日新製鋼株式会社をいいます。
（注３）　本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注９）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下「米国証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。
（注10）　本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
（注11）　本書又は本書の参照書類の中の記載には、米国証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、当社又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

１【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称　　新日鐵住金株式会社
所在地　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

２【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

３【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成29年２月２日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、平成28年５月13日開催の取締役会において本公開買付けへの賛同に係る条件とした、(a)公開買付者の表明及び保証が公開買付者が本公開買付けの開始を決定する日（以下「本公開買付開始決定日」といいます。）において重要な点において真実かつ正確であること、(b)当社と公開買付者との間で平成28年５月13日付で締結された子会社化等に関する契約（以下「本子会社化等に関する契約」といいます。）に基づき本公開買付開始決定日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され又は遵守されていることを確認の上、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

当社の取締役会の意思決定過程の詳細につきましては、下記「(7) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「④　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 意見の根拠及び理由

①　本公開買付けの概要

当社及び公開買付者は、平成28年２月１日付プレスリリース「新日鐵住金㈱による日新製鋼㈱の子会社化等の検討開始について」において公表いたしましたとおり、平成29年３月を目途に公開買付者が当社を子会社化（以下「本子会社化」といいます。）すること及びこれを前提に公開買付者が当社に鋼片（＝鋼材の素材となるもの）を継続的に供給することについて検討（以下「本検討」といいます。）を開始する旨の覚書を平成28年２月１日に取り交わし、以降、本検討を進めてまいりました。その結果、平成28年５月13日に公表いたしました「新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の子会社化等に関する契約締結及び公開買付け実施に関するお知らせ」（以下「契約締結時プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、両社は、本子会社化の具体的な方法、公開買付者の当社に対する出資の条件等について協議が整ったことから、平成28年５月13日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、同日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。本子会社化等に関する契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

本子会社化等に関する契約において、両社は、本公開買付け及び当社が新たに発行する当社株式を公開買付者が引き受ける第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）の組合せにより、公開買付者による当社の発行済株式総数（自己株式を含みます。以下同じです。）の51.00%に至る当社株式の取得（ただし、公開買付者は、本第三者割当増資において、払込み完了時の当社の発行済株式総数に対する所有割合を51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしており、本公開買付けのみで当社の発行済株式総数の51.00%を所有することになる場合には、本第三者割当増資の払込みを行いません。）（以下「本取引」といいます。）を目指しており、公開買付者は本公開買付けについて、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続及び対応を終えること等の条件が充足された場合、速やかに実施することを予定していたとのことです。

今般、国内外の競争法に基づき本公開買付け前に必要な一定の手続及び対応が完了したことを受け、公開買付者は、本子会社化等に関する契約に定める本公開買付け実施のための前提条件が充足されたことを確認し、平成29年２月２日開催の取締役会において、公開買付者による当社の子会社化を目的として、本公開買付けを平成29年２月３日から開始することを決議したとのことです。また、公開買付者が本公開買付けのみで当社の発行済株式総数の51.00%を所有せず、本第三者割当増資に係る払込みを行う場合は、その払込日を本公開買付けの決済の開始日と同日にすることも併せて決議したとのことです。

本日現在、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されておりますが、本取引は、公開買付者が当社を子会社化することを目的とするものであること及び当社は本取引後も当社株式の上場を維持する方針であることから、本取引の一環である本公開買付けの買付予定数の上限は、本日時点で公開買付者が所有している当社株式数と併せて、公開買付者の株式所有割合（当社の発行済株式総数に占める、所有株式数の割合をいいます。以下同じです。）が51.00%となる46,896,300株とされており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限を超える場合は、公開買付者は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わず、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。他

方、本公開買付けにおいては買付予定数の下限は設定されておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

上記のとおり、本取引は、本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せにより、公開買付者による当社の発行済株式総数の51.00%に至る当社株式の取得を目指すものです。これは、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の公開買付者の株式所有割合が決済完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した51.00%という株式所有割合に不足が生じた場合に公開買付者が本第三者割当増資の払込みを行うことで、本子会社化を確実に実行することを企図しています。当社及び公開買付者は、本取引において、本公開買付け及び本第三者割当増資を本子会社化のための一連の手続と考えており、本第三者割当増資は本公開買付けを補完するものと位置づけております。

契約締結時プレスリリース及び当社の平成28年５月13日付プレスリリース「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」（以下「第三者割当プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は、平成28年５月13日開催の取締役会において、公開買付者を引受人とする本第三者割当増資について決議いたしました。その後、当社は、本第三者割当増資において、公開買付者が会社法第206条の２第１項に規定する特定引受人に該当することを受け、同条第４項及び第５項に基づき、平成28年６月24日開催の当社の第４回定時株主総会（以下「当社第４回定時株主総会」といいます。）に、本第三者割当増資に係る募集株式引受契約（以下「本募集株式引受契約」といいます。）の承認に係る議案を上程し、当社第４回定時株主総会において、当該議案は原案どおり承認可決されております。なお、会社法第206条の２第４項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の１以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本募集株式引受契約について当社株主の皆様の承認を得ることが適切と判断し、当社第４回定時株主総会の議案として上程し、当社株主の皆様の承認を得ております。

② 本公開買付けの目的及び背景

ａ 両社を取り巻く事業環境

経済・産業の発展とともに、世界の鉄鋼需要が中長期的には着実に増加することが見込まれているものの、近年、中国において、急速に生産能力が拡大され、約11億トン／年もの粗鋼生産能力を有するに至る一方、経済成長の鈍化による鋼材需要の減少に伴い約４億トン／年の過剰能力が生まれ、日本の年間粗鋼生産量に相当する約１億トン／年もの余剰鋼材が東南アジアをはじめとする世界各国に輸出された結果、世界各国でアンチダンピングやセーフガード等の保護貿易的措置が急増しております。また、足下では、需給緩和により平成28年末まで継続して低迷していた鋼材市況や、原料炭価格の上昇などの影響が、世界の鉄鋼各社の収益を圧迫しております。一部には、中国の過剰生産能力の解消に向けた動きが見られるものの、それには相当程度の時間を要することが予想され、また、日本国内の鋼材消費も人口減少の影響等に鑑みれば今後の著しい拡大は期待できないこと、中国や東南アジアの沿岸部における最新鋭製鉄所が相次いで本格稼働すること等からして、鉄鋼事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくものと考えております。

また、当社、公開買付者各々のグループが手がけるステンレス事業については、中国をはじめとする海外ステンレスメーカーの生産能力が増強され、両社各々のグループはステンレス粗鋼生産規模で世界10位圏外となり、国内市場ではこれら海外のステンレスメーカーからの輸入品が増加するなど、国内外で競争が一層激化しております。

こうした中、当社及び当社グループ会社並びに公開買付者及び公開買付者グループ会社（以下総称して「両社グループ」といいます。）の収益も急速に悪化しておりますが、足下の厳しい事業環境下においても持続的な利益成長を実現していくためには、国内競合者はもとより海外競合者に対しても優位性を維持し、収益力を一層強化していくことが、両社グループの喫緊の課題であると考えております。

ｂ 両社のこれまでの取組み及び今回の経緯

当社は、平成26年４月に、日新製鋼ホールディングス株式会社（平成24年設立）、旧・日新製鋼株式会社（昭和34年設立）及び日本金属工業株式会社（昭和７年設立）の合併により発足いたしました。表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼などに特化した鉄鋼メーカーであり、表面処理鋼板の分野において、亜鉛めっき鋼板やアルミめっき鋼板は月星印のブランド名とともにマーケットから高い評価を得ているほか、ステンレス鋼の分野では国内にステンレス鋼を普及させたパイオニアでもあります。また、日新製鋼ホールディングス株式会社の設立以降、コストダウンによる事業競争力強化、グローバル展開とコア製品戦略（当社の強みである、表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼といったコア製品分野の強化）による収益の多層化、お客様中心主義の深化による新たな市場創造といった平成24年11月策定の「24号中期連結経営計画」に掲げた施策を着実に実行し、一定の成果をあげております。

一方、公開買付者は、平成24年10月の新日本製鐵株式会社（昭和25年設立）と住友金属工業株式会社（昭和24年設立）との経営統合により発足いたしました。自動車、造船、エネルギー、家電、産業機械、土木・建築分野などあらゆる分野の鋼材製品を製造・販売する鉄鋼メーカーとして、世界最高水準の技術力を有し、得意とする高級鋼分野ではお客様から高い評価を得ています。公開買付者は、上記経営統合以降、技術先進性、コスト競争力、グローバル展開の三本柱をベースに『総合力世界No.１の鉄鋼メーカー』を志向し、経営統合に

よる旧両社の技術融合や効率化によるコストダウン、設備集約、海外下工程への投資、グループ会社の統合再編等を推進することにより、平成25年３月13日公表の公開買付者の中期経営計画に掲げたように、2,000億円／年の統合効果の発揮等による収益力の向上及び財務体質の改善を着実に進めております。また、公開買付者は、平成27年３月には、「2017年中期経営計画」を策定し、国内製造基盤の強化と海外拠点の収益拡大を企業価値向上の両輪として、揺るぎない『総合力世界No.１の鉄鋼メーカー』の実現に向け、足下の事業環境が悪化する中でも、事業基盤強化や成長に向けた投資を着実に実行しております。

こうした中、当社は、足下の国内外の極めて厳しい事業環境を踏まえ、独自に事業基盤強化の検討を進めてまいりました。具体的には、上記コア製品戦略に基づく競争力のある製品への経営資源の集中と、平成31年度末までに呉製鉄所の第１高炉を拡大改修し、第２高炉を休止する高炉１基体制への移行を伴う鉄源工程（高炉・製鋼）の合理化等について検討を行いました。そして、当社は、公開買付者の前身である八幡製鐵株式会社からの昭和26年10月の出資受け入れ以来、高炉改修時の鋼片供給や事業会社への共同出資等の連携施策の実施や人的交流等を通じ長年にわたって信頼関係を構築してきた公開買付者から、鉄源工程の合理化に伴い不足する鋼片の供給を受けることを含めた事業構造改革の実施が、当社の企業価値向上に資すると判断し、平成27年８月、公開買付者に対し協力を要請いたしました。

かかる要請並びに両社を取り巻く市場環境や両社の事業戦略を踏まえて、両社間で継続して協議を行った結果、①公開買付者が競合関係にある当社への継続的な鋼片供給を実施するためには当社の子会社化が必要であること、②今後の厳しい事業環境において両社が世界で勝ち残るためには、単なる鋼片供給にとどまらず、それぞれがこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出し競争力を高めることが不可欠であり、そのためにも子会社化が必要であること、の２点で両社の認識が一致したため、平成28年２月１日、両社は、本検討を開始する旨の覚書を締結し、同日付で本検討の開始について公表いたしました。そして、覚書の締結後、両社は、同年２月上旬に設置した両社検討委員会（本件に関する基本事項を確認・議論する場として両社副社長を委員長とし関係役員クラスで構成）の下で、公開買付者において実施した当社に対する買収監査（同年２月下旬～５月上旬にかけ実施、以下「デュー・ディリジェンス」といいます。）を含めて両社間で協議・検討を重ね、同年５月13日に、本子会社化の方法（本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せによる本取引）、出資比率、本子会社化実現後の平成31年度を目途とした公開買付者から当社に対する鋼片供給の実施等に関して合意し、本子会社化等に関する契約の締結に至りました。

その後、公開買付者は、本子会社化の実現に向けて諸準備を進めてまいりましたが、今般、公開買付者による当社株式の取得について、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続及び対応を終えること等の条件が充足されたことから、平成29年２月２日開催の取締役会において、本公開買付けを平成29年２月３日から開始すること及び公開買付者が本第三者割当増資に係る払込みを行う場合は、その払込日を本公開買付けの決済の開始日と同日とすることを決議したとのことです。

③　本公開買付け後の経営方針、両社が目指す姿

ａ　両社が目指す姿

両社は、本子会社化の実現により、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして『総合力世界No.１の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。併せて、競争力向上の観点から、本子会社化を前提に公開買付者による当社への鋼片の継続的供給を実施いたします。両社は、これらの施策の実現を通じてお客様に貢献するとともに、豊かな社会の創造・発展に寄与してまいりたいと考えており、具体的には以下の施策・目標の実現に取り組みます。

ｉ　両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出

当社の強みは、需要家のニーズに即したきめ細かな開発営業等（需要家の設計段階からのソリューション提案等）による顧客・市場対応力であり、公開買付者の強みは、世界トップレベルの技術先進性・商品対応力と、鉄源を中心としたコスト競争力及びグローバル対応力であります。両社は、各々の経営資源を持ち寄り、各々の強みを活かした相乗効果（下記「ｂ　期待される相乗効果」をご参照ください。）を創出することにより、お客様のニーズに応えうるより良い商品・技術・サービスを国内及び海外に提供し、収益力の向上を図ります。

ii　連携施策の推進

両社は、本子会社化の実現後、鋼片供給の実施に加え、操業、技術、設備、原料・資機材調達、製造現場マネジメント（安全、環境、防災、整備等）分野における相互連携による効率化等を内容とする様々な連携施策を推進し、グローバル競争を勝ち抜くコスト競争力を構築します。

iii　企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上

両社は、本子会社化を通じ、資金・資産の効率的活用により強固な財務体質を構築し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図り、株主の皆様及びその他の資本市場からもより高い評価を得られるよう取り組みます。

b　期待される相乗効果

今回施策により、両社では以下のような相乗効果の創出が可能になると考えており、現時点では200億円／年以上の効果を想定しております。国内外の競争当局から承認が得られたことを受け、今後、具体化に向けた検討を深める予定です。

＜相乗効果　例＞

i　操業技術、設備・保全等のベストプラクティス追求
・優位技術の相互供与による操業・技術シナジーの最大限の発揮
・保全技術相互供与、製造所間ピーク要員融通
・設備投資の効率化（購入安価化、工事効率向上等）

ii　原料、資機材等の調達コスト削減
・原料：原料輸送の効率化、副原料・燃料等の調達最適化
・資機材：共通資材の調達最適化

iii　グループ全体での効率的な生産の追求
・地域別最適生産体制の構築
・海外生産・営業拠点の強化・活用

iv　グループ会社の効率化
・両社のグループ会社の最適な相互起用
・両社グループにおける機能分担会社（物流会社等）の相互連携

v　資金・キャッシュフロー対策
・グループファイナンス対策、重複保有資産（株式等）の効率化

vi　高炉改修等の大規模投資回避等による固定費削減

vii　鋼片供給による稼働率向上

④　本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、平成28年５月13日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、南憲次氏を除く出席した取締役９名の全員一致により、公開買付者との間で本子会社化等に関する契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しました。また、本公開買付けにおける買付け等の予定価格（以下「本公開買付予定価格」といいます。）については、下記「(3）算定に関する事項」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も当社株式の上場を維持していく方針であるため、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議しました。なお、上記取締役会には当社の全ての監査役（全５名）が出席し、羽矢惇氏を除く全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。また、平成28年５月13日時点における当社取締役のうち南憲次氏及び当社監査役のうち羽矢惇氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である新日鐵住金株式会社（当時：新日本製鐵株式会社）に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、南憲次氏につきましては、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加しておらず、羽矢惇氏につきましては、本取引に関する取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

本公開買付けは、下記「(6）本公開買付けに関する重要な合意等」の「②　本公開買付けの実施」記載のとおり一定の事項を条件として開始される予定とされており、その開始までに一定の時間がかかることが予想されたため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上、本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しておりました。今般、公開買付者による当社株式の取得について、平成29年１月27日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領する等（平成29年１月30日付プレスリリース「新日鐵住金㈱による日新製鋼㈱の子会社化に関する公正取引委員会の審査結果について」参照）、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続及び対応を終えること等の本公開買付け開始の条件が充足されたことから、当社は、公開買付者との間で公開買付開始日等について協議を行いました。そして、平成29年２月２日開催の取締役会において、平成28年５月13日以降、同日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことなどを確認したことから、全ての取締役が出席し、柳川欽也氏を除く出席した取締役９名の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を改めて決議しております。また、平成29年２月２日現在においても本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は下記「(3）算定に関する事項」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も当社株式の上場を維持していく方針であるため、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねるべ

きとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議しました。なお、当社取締役のうち柳川欽也氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である新日鐵住金株式会社に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加しておりません。

なお、上記各取締役会決議は、下記「(7) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「④　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」記載の方法により決議しております。

(3) 算定に関する事項

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、平成28年５月の段階で、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、当社株式の価値算定を依頼し、平成28年５月13日付で株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得しております。なお、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しておりません。また、当社は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から本公開買付予定価格又は本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、市場株価法、類似企業比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値評価分析を行いました。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の１株当たりの株式価値（基準日における当社発行済株式総数（自己株式控除後）に基づきます。以下同様です。）の範囲は以下のとおりです。

市場株価法（基準日A）：1,168円～1,263円
市場株価法（基準日B）：1,303円～1,430円
類似企業比較法　　：　663円～1,494円
ＤＣＦ法　　：1,434円～1,748円

市場株価法では、東京証券取引所市場第一部における当社株式について、本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である平成28年１月29日を算定基準日（以下「基準日A」といいます。）として、基準日Aの終値1,127円、基準日Aから遡る直近１ヶ月間の終値の単純平均値1,168円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の算出について同様です。）、直近３ヶ月間の終値の単純平均値1,263円、直近６ヶ月間の終値の単純平均値1,223円、並びに平成28年５月12日を基準日（以下「基準日B」といいます。）として、基準日Bの終値1,478円、基準日Bから遡る直近１ヶ月間の終値の単純平均値1,430円、直近３ヶ月間の終値の単純平均値1,345円、直近６ヶ月間の終値の単純平均値1,303円を基に、当社株式の１株当たりの株式価値を1,168円から1,430円までと算定しております。

次に、類似企業比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を663円から1,494円までと分析しております。

ＤＣＦ法においては、当社の平成29年３月期から平成36年３月期までの事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成28年３月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を1,434円から1,748円までと算定しております。なお、ＤＣＦ法による分析に用いた当社の平成29年３月期から平成36年３月期までの事業計画においては、在庫評価損の減少により平成29年３月期に大幅な増益を、また、呉製鉄所第２高炉休止に伴う一過性費用が平成32年３月期に発生することにより、平成32年３月期は大幅な減益、翌平成33年３月期は大幅な増益を、それぞれ見込んでおります。

（注）　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる当社株式の株式価値の分析は、公開買付者による当社株式への本公開買付けに対する意見表明の検討に当たって当社の取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本取引に関する一切の当社又は公開買付者の株主の行動につき、当該株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、その分析にあたり、既に公開されている情報又は当社によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本取引により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測につき、当社の将来の財務状況に関する平成28年５月12日時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は当社の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておりません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析は、当社株式価値算定書作成日の前営業日現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同

日以降に生じる事象が、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び同算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、同算定書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。当社株式価値算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。同算定書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社の実際の価値に関する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本取引に関し、当社のフィナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の一部の受領は、本取引の完了を条件としています。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本日現在、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本取引は、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本取引後も、当社株式の東京証券取引所市場第一部における上場は維持する方針であり、公開買付者は、本取引の一環である本公開買付けについて、買付予定数の上限を46,896,300株（本公開買付け後の所有予定株式数56,020,500株（株式所有割合：51.00%））として実施するとのことです。

なお、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「⑤　本第三者割当増資に係る払込み」記載のとおり、公開買付者は、本第三者割当増資において、払込み完了時の当社の発行済株式総数に対する所有割合を51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしており、本第三者割当増資に係る払込みを行う場合でも、払込み完了時の当社の発行済株式総数に対する所有割合は51.00%となり、当社株式の上場を維持する方針に変わりはありません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意等

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「①　本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社及び公開買付者は、平成28年５月13日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、同日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。本子会社化等に関する契約の概要は以下のとおりです。

①　本子会社化等に関する契約の目的と概要

当社及び公開買付者は、各々がこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出することで競争力を高め、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして『総合力世界No.１の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、豊かな社会の創造発展に寄与することを狙いとして、平成29年３月31日を目途に本子会社化を行うこと、また、本子会社化の手続として、本公開買付け及び本第三者割当増資を行うことに合意する。併せて、当社及び公開買付者は、本子会社化を前提に、平成31年度内を目途として、公開買付者による当社への鋼片供給を開始することに合意する。

②　本公開買付けの実施

公開買付者は、(ⅰ)当社が、本子会社化等に関する契約締結日及び本公開買付開始決定日に、それぞれ本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議（以下「本賛同決議」といいます。）を行い、その公表を行っていること、(ⅱ)当社が、本子会社化等に関する契約締結日において、当社の平成24年10月１日付「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」に基づき、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断する旨の適法かつ有効な取締役会決議を行い、その公表を行っていること、(ⅲ)当社第４回定時株主総会で本募集株式引受契約の承認に係る議案が適法かつ有効に決議されていること、(ⅳ)本第三者割当増資の払込みが本第三者割当増資の払込期間の末日までに完了することを妨げる事象が生じていないこと、(ⅴ)本公開買付開始日において、当社の表明及び保証（注１）が重要な点において真実かつ正確であること、(ⅵ)本子会社化等に関する契約に基づき、本公開買付開始日までに当社が履行し又は遵守すべき義務（注２）が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること、(ⅶ)国内外の競争法に基づき必要な届出又は待機期間が満了若しくは早期終了、これらによる承認その他の手続が完了していること、(ⅷ)本取引を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分、決定若しくは判決も存在していないこと、(ⅸ)当社の連結ベースでの事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事象その他本取引に重要な影響を与える事象が生じていないこと、(ⅹ)天災地変その他公開買付者の責に帰さない事由により本公開買付開始日において本公開買付けの開始が社会通念上不可能と認められる影響が生じていないこと、(ⅺ)当社に関する重要事実（法第166条第２項に定める重要事実並びに法第167条第２項に定める公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実を意味する。以下同じ。）又は重要事実に該当するおそれがあると合理的に認められる事実で、未公表のものが存在し

ないことの各条件が充足される場合、本公開買付けを実施する。ただし、公開買付者は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本公開買付けを実施することができる。

（注１）　当社は、公開買付者に対して、(a)当社の適法かつ有効な設立及び存続、(b)本子会社化等に関する契約の締結及び履行に関する権限及び権能の存在、(c)本子会社化等に関する契約に基づき当社が負う義務の強制執行可能性、(d)関連法令等に従った許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続の不存在、(g)当社の株式等に関する事項、(h)法定開示書類の適切性、(i)財務諸表の適正性、(j)重要な後発事象の不存在、(k)偶発債務等の不存在、(l)重大な法令違反又は第三者からの重大な賠償請求の不存在、(m)反社会的勢力との関係の不存在、(n)未公表の重要事実の不存在、(o)公開買付者に対する適切な開示について表明及び保証を行っています。

（注２）　当社は、(a)未公表の重要事実の公開買付者に対する通知義務、(b)通常の業務の範囲内において従前の事業に従事し、適正な会計記録等を維持する義務、(c)一定の重要事項について公開買付者の事前承諾を得る義務、(d)本取引に関する重要な事実の報告義務、(e)本取引に関連して同意取得が必要な契約について同意取得するよう最大限努力する義務、(f)本取引に関連して通知等が必要な契約について通知等を行う義務、(g)表明及び保証事項等に誤りがあった場合に速やかに訂正する義務、(h)当社グループ各社に対する追加的な調査に応じる義務を負っています。

③　本公開買付けへの当社の賛同等

当社は、本子会社化等に関する契約締結日及び本公開買付開始決定日と同日に、それぞれ、本賛同決議を行い、これを公表するものとし、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）が終了するまで、本賛同決議を変更し又は本賛同決議と矛盾する内容の取締役会決議を行わないものとする。なお、本公開買付開始決定日における当社による本賛同決議は、(ⅰ)公開買付者の表明及び保証が本公開買付開始決定日において重要な点において真実かつ正確であること、(ⅱ)本子会社化等に関する契約に基づき、本公開買付開始決定日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され又は遵守されていることの各条件がすべて充足されることを条件とする。ただし、当社は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本賛同決議を行うことができる。

④　本第三者割当増資の内容

当社は、本子会社化等に関する契約締結日（平成28年５月13日）に開催する取締役会において、以下の募集事項に従い、公開買付者を引受人とし、当社の株式95,706,600株（以下「本募集株式」といいます。）を発行する旨を決定する。

(1) 募集株式の数	95,706,600株
(2) 払込金額	１株につき金1,620円
(3) 払込期間	平成28年12月１日から平成29年６月23日まで
(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	（ⅰ）資本金　会社計算規則第14条第１項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の２分の１に相当する額（ただし、千円未満は切り上げる。） （ⅱ）資本準備金　会社計算規則第14条第１項の規定に従い算定される資本金等増加限度額から(ⅰ)の資本金の増加額を控除した額
(5) その他	（ⅰ）本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。 （ⅱ）公開買付者による払込みが、当社の株主総会における権利行使の基準日後になされた場合、公開買付者は、当該株主総会において、公開買付者の払込みにより発行された新株に係る議決権を行使することができるものとする。

⑤　本第三者割当増資に係る払込み

公開買付者は、(ⅰ)本公開買付けに係る決済が完了していること、(ⅱ)本募集株式の発行のために当社において会社法、金融商品取引法その他の法令等で必要とされる一切の手続が適法かつ有効に履践されていること、(ⅲ)本第三者割当増資に係る払込みを行う日（以下「本払込日」といいます。）において、当社の表明及び保証（上記「②　本公開買付けの実施」（注１）参照。）が重要な点につき真実かつ正確であること、(ⅳ)本子会社化等に関する契約に基づき、本払込日までに当社が履行し又は遵守すべき義務（上記「②　本公開買付けの実施」（注２）参照。）が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること、(ⅴ)本取引を制限又は禁止する旨の法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関による命令、処分、決定若しくは判決が存在していないこと、(ⅵ)当社の連結ベースでの事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事象その他本取引に重要な影響を与える事象が生じていないこと、(ⅶ)本払込日前に本子会社化等に関する契約が終了していないことの各条件が充足される場合、本募集株式のうち、増資後株式所有割合（本日時点で公開買付者が所有している当社株式数、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式数及び本第三者割当増資により公開買付者が取得することになる当社株式数の合計数を分子とし、本第三者割当増資の払込完了時の当社の発行済株式総数を分母として算出される、所有株式数の割合をいいます。以下同じです。）を51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100株未満を切り上げる。）について払込みを行う。ただし、公開買付者は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本第三者割当増資に係る払込みを行うことができる。なお、公開買付者が本公開買付けに係る決済完了時において、当該時点の当社の発行済株式総数の51.00%を所有するときは、公開買付者は本第三者割当増資に係る払込みを行わない。

⑥　鋼片供給

公開買付者は、本取引により本子会社化が実現した後、平成31年度内を目途に、当社に対する鋼片の有償による継続的供給を開始し、当社はこれを購入することとする。供給の開始時期、供給量、価格等の具体的な条件は、別途両社間で協議の上決定するものとする。

⑦　本子会社化後の方針

当社は、本取引の実行完了日後、公開買付者の書面による事前の承諾なく、新たな株式の発行、自己株式の処分等、公開買付者の当社に対する議決権割合が51.00%を下回ることとなる行為はしないものとする。

(7) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

本日現在において、当社は公開買付者の子会社ではありませんが、当社及び公開買付者は、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する観点から、以下のような措置を講じております。

①　公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、公開買付者は、平成28年５月の段階で、本公開買付予定価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びＤＣＦ法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成28年５月12日に当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、野村證券は当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は野村證券から、本公開買付予定価格又は本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

公開買付者が野村證券より取得した株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式の１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法（基準日①）：1,127円～1,263円
市場株価平均法（基準日②）：1,303円～1,478円
類似会社比較法　　：　985円～1,535円
ＤＣＦ法　　：　939円～2,201円

市場株価平均法では、本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である平成28年１月29日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日①の終値1,127円、基準日①から遡る直近５営業日の終値単純平均値1,147円、直近１ヶ月間の終値単純平均値1,168円、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,263円及び直近６ヶ月間の終値単純平均値1,223円、並びに平成28年５月12日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日②の終値1,478円、基準日②から遡る直近５営業日の終値単純平均値1,476円、直近１ヶ月間の終値単純平均値1,430円、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,345円及び直近６ヶ月間の終値単純平均値1,303円を基に、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲は、1,127円から1,478円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、その１株当たりの株式価値の範囲は、985円から1,535円までと分析しているとのことです。

ＤＣＦ法では、当社の平成29年３月期から平成36年３月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成29年３月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲は、939円から2,201円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者によるデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の当時の直近１年間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、平成28年５月13日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を１株当たり1,620円とすることを決定したとのことです。その後、公開買付者は、平成29年２月２日開催の取締役会において、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないこと、当社に対して平成28年11月から平成29年１月までの期間において追加的に実施したデュー・ディリジェンスにおいても当社の企業価値に重大な影響を与える事象は発見されなかったことなどを確認し、本公開買付価格を本公開買付予定価格と同じ１株当たり1,620円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である１株当たり1,620円は、本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である平成28年１月29日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,127円に対して43.74%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、平成28年１月29日までの直近５営業日の終値単純平均値1,147円に対して41.24%、平成28年１月29日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値1,168円に対して38.70%、平成28年１月29日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値1,263円に対して28.27%及び平成28年１月29日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値1,223円に対して32.46%のプレミアムを加えた金額となっているとのことです。

また、本公開買付価格である１株当たり1,620円は、本子会社化等に関する契約締結の前営業日である平成28年５月12日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,478円に対して9.61%、平成28年５月12日までの直近５営業日の終値単純平均値1,476円に対して9.76%、平成28年５月12日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値1,430円に対して13.29%、平成28年５月12日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値1,345円に対して20.45%及び平成28年５月12日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値1,303円に対して24.33%のプレミアムを加えた金額となっているとのことです。

更に、本公開買付価格である１株当たり1,620円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成29年２月１日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,534円に対して5.61%、平成29年２月１日までの直近５営業日の終値単純平均値1,533円に対して5.68%、平成29年２月１日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値1,516円に対して6.86%、平成29年２月１日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値1,474円に対して9.91%及び平成29年２月１日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値1,398円に対して15.88%のプレミアムを加えた金額となっているとのことです。並びに、本日の前営業日である平成29年２月２日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,523円に対して6.37%のプレミアムを加えた金額となります。

② 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、平成28年５月の段階で、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券に対し、当社株式の価値算定を依頼し、平成28年５月13日付で株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得しております。なお、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しておりません。また、当社は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から本公開買付予定価格又は本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである野村綜合法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する取締役会の意思決定の方法・過程について必要な法的助言を受けております。

④　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、平成28年５月13日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、南憲次氏を除く出席した取締役９名の全員一致により、公開買付者との間で本子会社化等に関する契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しました。また、本公開買付予定価格については、上記「②　当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も当社株式の上場を維持していく方針であるため、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議しました。なお、上記取締役会には当社の全ての監査役（全５名）が出席し、羽矢惇氏を除く全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。また、平成28年５月13日時点における当社取締役のうち南憲次氏及び当社監査役のうち羽矢惇氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である新日鐵住金株式会社（当時：新日本製鐵株式会社）に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、南憲次氏につきましては、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加しておらず、羽矢惇氏につきましては、本取引に関する取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

また、当社は、平成29年２月２日開催の取締役会において、全ての取締役が出席し、柳川欽也氏を除く出席した取締役９名の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を改めて決議しております。また、平成29年２月２日現在においても本公開買付価格は上記「(3）算定に関する事項」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本取引後も当社株式の上場を維持していく方針であるため、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を併せて決議しました。なお、当該取締役会には当社の全ての監査役（全４名）が出席し、全ての監査役が決議事項について異議がない旨の意見を述べております。なお、当社取締役のうち柳川欽也氏は、公開買付者かつ本第三者割当増資の引受予定先である新日鐵住金株式会社に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本取引に関する取締役会での審議及び決議に一切参加しておりません。

⑤　当社における株主意思の確認

公開買付者からは、本公開買付けが成立した後、増資後株式所有割合を51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100株未満を切り上げます。）についてのみ払込みがなされることになっておりますので、本取引後、公開買付者は、当社支配株主となる予定です。また、本第三者割当増資は、当社の議決権の25%以上の希薄化を伴う可能性があります。

そのため、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、当社第４回定時株主総会において、本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行っております。具体的には、上記のとおり、当社は、本第三者割当増資において、公開買付者が会社法第206条の２第１項に規定する特定引受人に該当することを受け、会社法第206条の２第４項及び第５項に基づき、当社第４回定時株主総会において、本募集株式引受契約の承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約について承認いただいており、当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行っております。

４【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
三喜　俊典	代表取締役社長	CEO（最高経営責任者）	17,557	175
成吉　幸雄	代表取締役	副社長執行役員	12,064	120
水元　公二	代表取締役	副社長執行役員 CFO（財務担当最高責任者）	11,396	113
宮楠　克久	代表取締役	副社長執行役員	9,643	96
柳川　欽也	取締役	副社長執行役員	0	0
内田　幸夫	取締役	常務執行役員	8,809	88
田中　秀雄	取締役	常務執行役員	3,808	38
三好　宣弘	取締役	常務執行役員	7,443	74
八丁地　園子	取締役	―	0	0
遠藤　功	取締役	―	0	0
小濱　和久	常任監査役	―	8,809	88
伊藤　幸宏	監査役	―	1,110	11
南保　由明	監査役	―	5,620	55
片山　達	監査役	―	0	0
計	―	―	86,259	858

（注１）　役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本日現在のものです。
（注２）　取締役八丁地園子及び取締役遠藤功は、社外取締役であります。
（注３）　監査役伊藤幸宏及び監査役片山達は、社外監査役であります。
（注４）　所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会における持分に相当する所有株式数（小数点以下切捨て）及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。
（注５）　当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠監査役１名を選任しております。補欠監査役の所有株式数及び議決権の数は次のとおりであります。

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
寺村　温雄	補欠監査役	―	0	0

５【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

６【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

契約締結時プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、当社は、平成24年10月１日付で「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」を導入しておりますが、当該ルールの趣旨に従って検討を行った結果、平成28年５月13日開催の取締役会において、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断する旨を決議しております。

７【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

８【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以　上